熊本バス株式会社に対する再生支援の完了について

2017年2月10日 株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、下記の再生支援対象事業者について、2015年2月13日に株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号。以下「法」という。)第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、再生支援対象事業者の事業再生を進めてまいりましたが、その再生に一定の目途が立ち、かつ、実務面での引継業務が全て終了したことから、本日、当該再生支援決定に係る全ての業務を完了することといたしましたので、公表します。

- 1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称 熊本バス株式会社
- 2. 機構が行った支援の概要

本件において機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者の関係者調整、並び に経営人材等の派遣を行うことで、再生支援対象事業者の支援を行いました。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善するなど、その再建に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表にあたっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上